

PUENTE

プエンテ



Puente(プエンテ)とはスペイン語で「かけ橋」という意味です。
みなさんと行政書士とのかけ橋となれるよう思いを込めて。

 **東京都行政書士会**
トラブルを予防!! 行・政・書士

Vol.15

P2

ぷえ子と解決!

美人OLプエ子の元には、友人たちから相談が舞い込みます。

しっかり者の彼女が、法律アドバイザーの行政書士とともに日常生活で起こる様々な困り事や悩みを解決していきます。



P3~5

誰でも起こる?! 相続問題

相続問題はお金持ちだけに起こる?

相続トラブル予防法や遺言作成を詳しくご紹介!
相続・遺言作成に役立つこと、間違いなし!
必見です!



P6~7

街頭無料相談会

いよいよ、19年度行政書士制度広報月間スタート!

行政書士による無料相談会が開催されます。

日時と場所を今すぐチェック!

あなたの近くの相談会へぜひお越しください!



P8

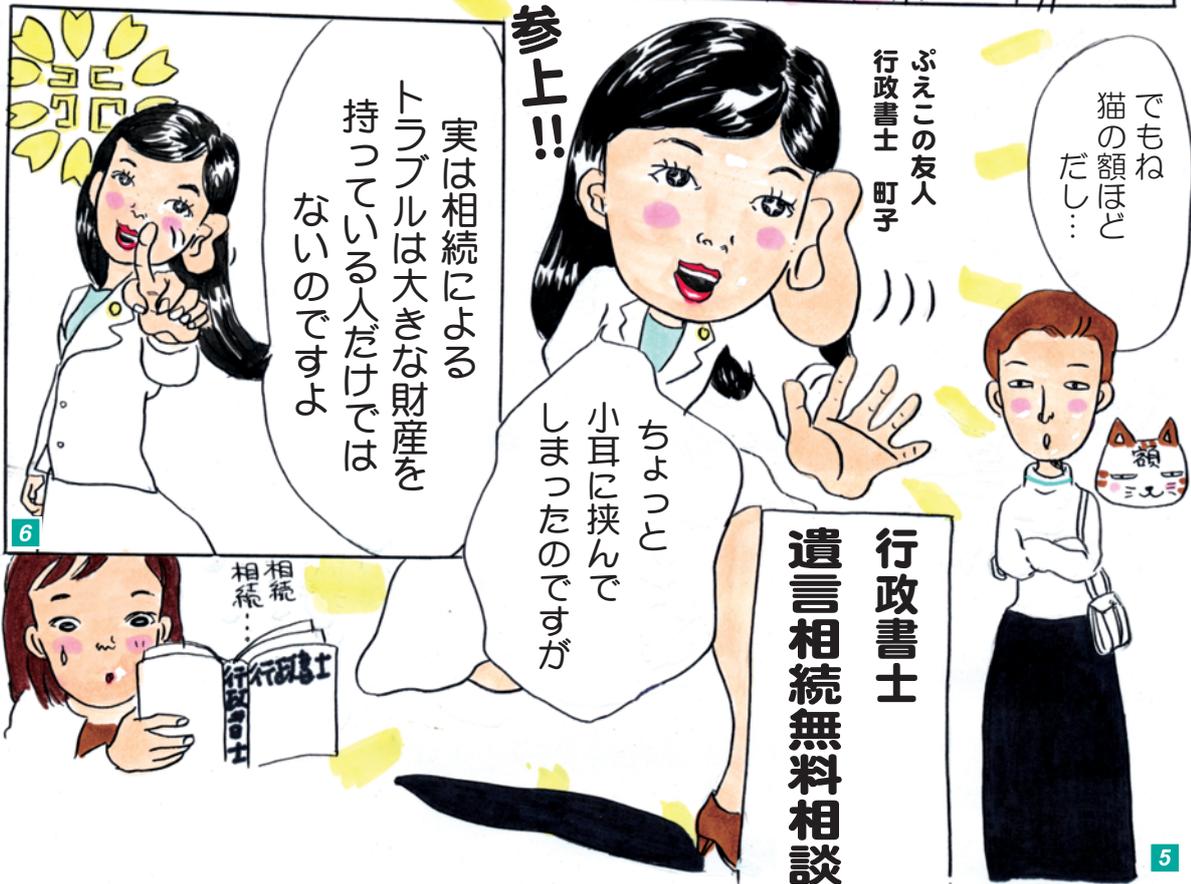
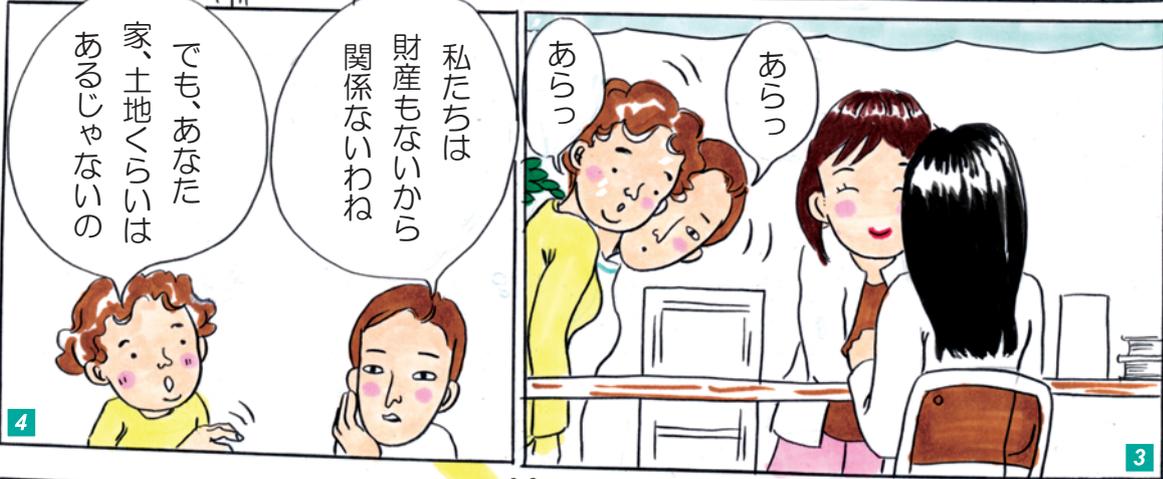
市民相談センター



行政書士は
事業と暮らしの
アドバイザー
困り事、悩み事の
無料相談ができます!

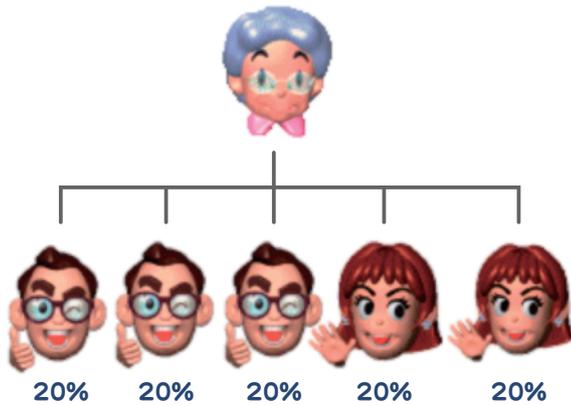
03-5489-2411

ごよやく ふよーい い(相談)



誰でも起こる?! 相続問題

(例) 子供が5人で遺言が無い場合



	相続人	法定相続分
第1順位	配偶者 子	配偶者 2分の1 子 2分の1
第2順位	配偶者 直系尊属	配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1
第3順位	配偶者 兄弟姉妹	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1

※上記の例だと配偶者が無い為に遺言が無い場合は子供が全てを相続する。
5名で平等に相続するので法定相続分は子供一人当たり20%ずつとなる。

(例) 相続財産が全部お金で500万円だった場合

相続財産が全てお金だったら法定相続分の20%ずつ5名の相続人で綺麗に分ける事が出来るのでトラブルの可能性は少ない。

ところが不動産(たとえば一軒家)は物理的に5つに割ることができない為、1つの家をみんなでもつという共有となる。

ところが共有には問題が残される……

最初は5名の共有ですむが、孫の代で子供が増えればどんどん共有者が増え続けていくことになっていく。共有者が増えれば登記手続きも煩雑になり、また共有者全員の承諾等も必要となるため買い手もつきづらく物件自体も売りにくい物件となっていってしまう。

よって財産がある人だけに相続問題が起こると言う考えは間違い!
一般のご家庭にも相続問題はあこりえる可能性があるのです。

このようなトラブルを予防する為に「遺言」があります。



遺言書の種類

1. 自筆証言遺言

- ・遺言者がその全文と日付、氏名を自書して押印したもの。
- ・手軽に作成でき、遺書の存在を隠すこともできるが、紛失・改ざん・変造の危険も。

2. 公正証書遺言

- ・下記の方式により作成する遺言書
 - ①証人2人以上の立会い。
 - ②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述。
 - ③公証人が遺言者の口述を筆記。
 - ④筆記したものを遺言者及び証人に読み聞かせる、あるいは閲覧させる。
 - ⑤遺言者及び証人が筆記の内容が正確であることを承認した後、署名押印する。
 - ⑥公証人がその遺言書が上記方式によって作成された旨を付記して、署名押印する。
- ・手続が面倒で、内容も証人、公証人に知られてしまうが、紛失、改ざんといった危険はない。

3. 秘密証書遺言

- ・下記の方式により作成する遺言書
 - ①遺言者が遺言書に署名押印（本文は自書でなくても可）する。
 - ②遺言者がそれを封じ、遺言書に押印したものと同一印鑑で封印。
 - ③遺言者が公証人1人及び証人2人以上に封書を提出。
 - ④遺言書が自分のものであること、氏名、住所を述べる。
 - ⑤公証人が遺言書の提出日、遺言者の述べたことを封紙に記載した後、遺言者及び証人とともに、これに署名押印する。
- ・遺言書の存在を明らかにし内容を秘密にして、遺言書を保管できる方式である。



遺言の執行

遺言の内容を実現する為には、誰かがその為の法律行為、事実行為をしなければなりません。相続人によって行われる事も多いですが、遺言執行者を選任することもできます。また遺言執行者を置かなければならない場合もあります。行政書士を遺言執行者として選任しておくと便利です。



相続財産の確定・相続人の確定

1. 相続財産の確定

遺産相続を行うには、当然その相続財産を確定しなくてはなりません。民法の原則は「被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法896条)」となっています。したがって、不動産、動産、債権、債務等、全ての物が相続の対象となります。具体的には土地、家屋、株券、預貯金、車、借入金、・・・等々

これらを確定させるには、不動産登記簿謄本、預金通帳、契約書等を全て集め、名義を確認し、また金額を確定させなければなりません。それらの資料収集等、行政書士がサポート致します。

2. 相続人の確定

財産と同様に、相続財産の相続人も確定させなければなりません。民法上の相続人は2類型あります。

第1類型	①被相続人の子、 またはその代襲者 ②直系尊属 ③兄弟姉妹
第2類型	配偶者

第1類型は血族の相続人です。配偶者と分類しているのは、配偶者は血族の相続人と常に同順位の相続人となるからです。

また、内縁関係にあった者は相続人になりませんが、その内縁者と被相続人の間に子がいた場合は、その子は相続人となります。

この相続人の確定には、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等必要になってきますが、これらの取得も行政書士がサポート致します。行政書士は職務上請求書によって、これら書類の請求が認められています。

○法律用語知識

*遺留分

遺言にも侵害されることのない、配偶者・子供（代襲相続人を含む）・直系尊属（親や祖父母など）に保証されている一定割合の遺産を相続できる権利のことです。割合は相続人が直系尊属のみときは相続財産の3分の1、それ以外ときは2分の1です。

遺留分を主張するには、遺留分を侵害した相手に対して「遺留分減殺請求」により自分の権利分を意思表示しなければなりません。これは内容証明郵便で証拠を残せるように行うのが一般的です。

請求期間は、相続が開始したこと、遺留分を侵害する贈与、遺贈があったことを知ったときから1年以内です。また、相続開始から10年経過することでも効力を失います（消滅時効といいます）。尚、相続開始前の遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、効力を生じます。



*特別受益

相続人が特別にもらう次のような生前贈与や遺贈のことです。

- ① **結婚資金** - 持参金・結納金・嫁入道具類・新居費用・新婚旅行費用など（挙式や披露宴の費用は該当しません）
- ② **養子縁組資金** - 持参金・道具類・新居費用など
- ③ **生計資金** - 住宅購入資金・開業資金・自営業の運転資金など
- ④ **遺贈** - 遺言によって相続分とは別に受けた贈与

このような特別受益がある場合は、特別受益者が得た贈与や遺贈分の額を遺産額に加えた「みなし相続財産」を算出し、それを分割します。

*寄与分

被相続人の財産の維持・増加に次のような特別な寄与や貢献をした相続人に認められる権利のことです。

- ① 被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付など
- ② 被相続人の療養看護、老後の世話など（夫婦・親子として通常の範囲内での扶養や介護・看護などは該当しません）

このような寄与分がある場合は、遺産総額から寄与分の額を差し引いた「みなし相続財産」を算出し、それを分割します。

寄与分の額は相続人の協議で決めますが、まとまらないときは家庭裁判所に審判等の申し立てをします。

行政書士による無料相談会のお知らせ

事業や日常の暮らしの中でお困りのことをお気軽にご相談下さい。
トラブル防止、悩み解決のために行政書士がお手伝いします。

★10月1日(月)

- 10時～16時
昭島市役所1階ロビー

★10月2日(火)

- 12時～16時
新宿区役所本庁舎1階ロビー

★10月4日(木)

- 10時～15時
JR赤羽駅西口広場

★10月6日(土)

- 10時～15時
JR吉祥寺駅構内
- 11時～17時
芝公園内みなと区民まつり会場第9ブロックH

★10月7日(日)

- 9時～16時
江戸川区民まつり会場(都立篠崎公園)
- 10時～16時
芝公園内みなと区民まつり会場第9ブロックH

★10月9日(火)

- 10時～16時
青梅市役所1階ロビー

★10月11日(木)

- 10時～16時
東京都庁第2本庁舎 1階南側臨時窓口
- 10時～15時
JR立川駅北口憩いの広場
- 13時～16時
奥多摩町福祉会館2階会議室

★10月12日(金)

- 10時～16時
東京都庁第2本庁舎 1階南側臨時窓口
- 10時～16時
千代田区役所1階ロビー
- 10時～16時
中央区数寄屋橋公園5丁目側内
- 10時～16時
江東区役所2階ロビー
- 13時30分～16時30分
墨田区役所1階アナトリウム
- 13時～16時
狛江市中央公民館地下1階

★10月13日(土)

- 10時～15時
池袋駅西口メトロポリタンプラザ
- 10時～16時
JR八王子駅コンコース
- 10時～16時
荒川河川敷 虹の広場
- 13時～16時
JR大井町駅南口交番前
- 13時～16時
多摩市関戸ウィーターコミュニエ広場
- 13時～17時
JR国分寺駅コンコース(北口寄り)

★10月14日(日)

- 10時～16時
荒川河川敷 虹の広場
- 10時～17時
清瀬市民まつり会場(駅前けやき通り)

★10月15日(月)

- 10時～16時
目黒区役所総合庁舎西口1階ロビー
- 10時～16時
大田区役所1階ロビー
- 10時～16時
あきる野市役所1階コミュニティホール

★10月16日(火)

- 10時～16時
文京区民ひろば(シビックセンター地下2階)
- 10時～16時
練馬駅1階東口出口付近
- 12時～16時
新宿区役所本庁舎1階ロビー



★10月17日(水)

- 10時～16時
調布市役所2階ロビー

★10月19日(金)

- 10時～15時
武蔵村山市役所緑ヶ丘出張所
- 10時～16時
葛飾区役所2階区民ホール
- 10時～16時
瑞穂町役場 瑞穂町民会館1階会議室
- 13時～16時
中野区役所1階玄関前
- 13時～16時
武蔵野市役所1階ロビー

★10月20日(土)

- 10時～15時
府中公園 福祉まつり会場
- 10時～17時
新宿タカシマヤJR口特設会場
- 10時～16時
武蔵小金井駅北口 長崎屋2階特設会場
- 13時～16時
世田谷区民会館 せたがや未来博会場

★10月21日(日)

- 10時～15時
府中公園 福祉まつり会場
- 10時～16時
板橋区立文化会館前
- 10時～16時
小平市民まつり
あかしあ通り会場内特設ブース
- 10時～16時
東急百貨店 町田店横
- 13時～16時
世田谷区民会館 せたがや未来博会場

★10月22日(月)

- 10時～16時
上野松坂屋南館7階催事場
- 10時～16時
羽村市役所1階ロビー

★10月24日(水)

- 10時～16時
荒川区役所
1階特設ブース及び3階区民相談所
- 13時～16時
三鷹市役所1階ロビー

★10月26日(金)

- 10時～16時
烏山区民センター広場

★10月27日(土)

- 10時～16時
JR荻窪駅北口 タウンセブンビル前広場

★11月3日(土)

- 10時～15時
東大和市商工会場
- 10時～16時
代々木公園 渋谷くみんの広場

★11月4日(日)

- 10時～15時
東大和市商工祭会場
- 10時～16時
代々木公園 渋谷くみんの広場

★11月10日(土)

- 10時～16時
西東京市民まつり会場(いこいの森公園)
- 10時～16時
東久留米市民まつり会場
(東久留米駅～東久留米市役所)
- 10時～16時
東村山市民産業まつり会場(東村山市役所周辺)
- 13時～15時
国立市役所消費者生活展会場内

★11月11日(日)

- 10時～15時
国立市役所消費者生活展会場内
- 10時～16時
西東京市民まつり会場(いこいの森公園)
- 10時～16時
東久留米市民まつり会場
(東久留米駅～東久留米市役所)
- 10時～16時
東村山市民産業まつり会場(東村山市役所周辺)

☆ご相談に関する書類等(契約書・図面・写真など)があるときは、お持ち下さい。
 ☆無料相談会の会場等については東京都行政書士会事務局までお問い合わせ下さい。

TEL 03-3477-2881



行政書士
による

東京都行政書士会

検索

市民相談センター

市民生活や法人活動などに伴う、
官公署手続き・契約・相談・書類作成などの困り事や悩みは、
親切に対応する街の身近な法律家「行政書士」にご相談ください。

電話相談は **無料** ですので、お気軽にご相談ください。

TEL 03-5489-2411

ごよやく ふよーい い(相談)



月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～20:30

土曜日

9:00～16:30

※事案処理は有料です

ご意見、ご感想はこちらまで

info@tokyo-gyosei.com

イラスト ほりたしずこ

PUENTE フェンテ vol.15

平成 19 年 9 月 10 日発行

編集 東京都行政書士会広報部
編集委員長 清水 勲
編集委員 吉田 安之
田村 通彦
清水 良満
高橋 敦子
近藤 直樹
青山 純子

発行人 東京都行政書士会
会長 清水 勝利
東京都目黒区青葉台 3-1-6
TEL 03-3477-2881
FAX 03-3463-0669
URL <http://www.tokyo-gyosei.or.jp>

印刷所 東京都同胞援護会事業局

■本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。